

企業法務にお役立てできる情報もりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？森大輔法律事務所の弁護士はいつも真剣そのもの！でも、弁護士はとて身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、企業法務に役立てていただける記事はもちろん、勉強会の案内、おすすめ情報など、情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- |     |            |                                       |
|-----|------------|---------------------------------------|
| P 1 | 代表挨拶       | 弁護士 森 大輔                              |
| P 2 | 特別企画       | 「教えて！個人情報保護法！」<br>～対談 弁護士杉浦・岡井×事務員新保～ |
| P 3 | 顧問先様インタビュー | 「株式会社フィオーロ様」                          |
| P 4 | 事務所報       | 「出張社内研修のご案内」                          |
|     | 事務所報       | 「インタビュー記事掲載のご報告」                      |
|     | ゴルフ紀行      | ～弁護士 岡井 裕夢編～                          |

## 代表挨拶 弁護士 森 大輔

現在も新型コロナウイルス感染の猛威が収まらず、国や地方自治体から企業に対してテレワークのさらなる推進が呼びかけられています。しかしながら、未だにテレビの映像からは混雑した通勤電車の様子がうかがえます。飲食店や商業施設に対しては休業要請がなされておりますが、そもそも新型コロナウイルスの感染の原因はどこにあるのでしょうか。私自身が調査した訳ではないので確かかどうかは分かりませんが、各メディアの論調を見る限り、職場や学校でクラスターが発生し、その上で家庭に持ち込まれている事例が多いという印象を受けております。

もし、そうだとすれば、国や地方自治体が、飲食店や商業施設などに休業要請し、従わない場合は行政罰の過料に処するということがどれだけ意味があるのか疑問がない訳ではありません。職場や学校などで発生するクラスターが主な原因で感染拡大しているというのであれば、飲食店や商業施設を経営する方々に対する人権（営業の自由など）を制約することの正当性が疑われるかと思えます。この点、最高裁が人権侵害を正当かどうか判断する際に、よく使われるのが合理的関連性という言葉です。人権制約をする目的と手段の関係が合理的に関連しているかどうかチェックするという意味です（どの程度の関連性まで要求するかは人権の内容にもよるとのことですが、少々専門的になるのでここでは割愛します。）。さて、この最高裁の判断基準に基づいて考えてみますと、企業などに7～8割程度の在宅勤務をさらに強く要請を徹底すれば、職場でのクラスターという事態は直接的に防げることができると思います。そして、職場に出社しないのであれば、同僚同士で飲みに行ったり飲み会を開催することもほぼないでしょう。むしろ家族同士での食事が多くなり、外食をしたとしてもお店の感染防止が徹底していれば家族同士の会食であればさほど問題がないような気がします。このような方法でクラスターの発生を防ぐことができるのであれば、飲食店に対する一斉の休業要請（しかもアルコール類の提供は終日控えるというもの）は行き過ぎであるような気がします。つまり、コロナウイルス感染拡大を防ぐという目的を達成するのに、必要な措置と言えるのかどうか疑問であり、両者の関連性が本当にあるのだろうか、という気もしてなりません。

飲食業界の視点に立って、その現状を憲法論から考えてみると、やや飲食業界に対する昨今の政策に疑問が残ります。



# 特別企画 「教えて！個人情報保護法！」

## ～対談 弁護士杉浦・岡井×事務員新保～

【新保】こんにちは！今回は、令和2年に改正された個人情報保護法に関して、杉浦先生と岡井先生にお話を伺ってみたいと思います。まず、個人情報保護法は聞いたことありますが、そもそも個人情報保護法とはどんな法律なのですか？



【杉浦弁護士】個人情報保護法は、主に民間分野を対象とする法律で、個人情報を取り扱う事業者が個人情報を取り扱う際の義務等を定めた法律をいいます。

【新保】個人情報とはよく耳にしますが、具体的には何を指すのでしょうか？



【岡井弁護士】そうですね。氏名・生年月日等個人が特定できてしまう情報が個人情報に含まれます。他にも、個人情報保護法は、個人データ、保有個人データといった概念を設けていて、それぞれに関するルールがあります。

【新保】個人情報の中にも色々あるんですね。今回、個人情報保護法はどんなところが改正されたのですか？ ずばり！ポイントを教えてください！

【以下杉浦】個人情報保護法は、平成15年に成立し、平成27年に全面改正されました。その後、3年ごとに見直しがなされることになり、今回の令和2年改正も3年ごとの見直しのひとつです。改正のポイントはいくつかあるのですが、岡井先生が注目しているのは何か？

【以下岡井】私は、個人的に本人からの開示請求等の範囲が拡大した点ですかね。特に、個人情報保護法に違反した場合のみならず、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも保有個人データの利用停止・消去等を請求できるようになった点は、一時「利用されない権利」と呼ばれる等、非常に注目されているかと思います。

【杉浦】改正法によって、個人データに対する本人の関与を強化された感じだね。本人からの開示請求等の範囲が拡大したことにより、保有個人データに関する公表事項も追加され、プライバシーポリシーに記載しておかなければならない事項が増え、企業も対応が必要なところかと思っています。私としては、仮名加工情報の創設が実務の広がりやを踏まえ、法律が追い付いてきた感じがして、注目しています。

【新保】仮名加工情報とはどのような情報なのですか？

【杉浦】簡単にいうと、個人を特定できてしまう情報を一部削除して、特定の個人を識別できないように加工された情報です。これは、事業者が組織内部で個人情報を取り扱いたい場合に、仮名加工情報とすることで、取得時の利用目的に縛られることなく別の目的でも利用でき、個人情報の利活用を図ることができます。



【岡井】私も、仮名加工情報については、具体的な利活用のモデルを企業が把握できていない部分があるので、私たちが具体的な活用方法を提供できるといいなと思っています。

【新保】なるほど。今回改正された個人情報保護法の中には、企業様もチェックされた方が安心なポイントもありますね！

【杉浦】そうですね。他にも改正された点は多くありますので、細かい点については6月と7月に開催いたしますセミナーを通してお伝えできればと思います。

【新保】わかりました。セミナーを楽しみにしています。初めての対談ありがとうございました！

この「個人情報保護法」にご興味があります方は、セミナーにご参加いただけましたら幸いです。

右記のQRコードからお申込ができますので、是非ご覧ください。

(または、弊所HPのトップページ、セミナー情報からもお申込ができます。)

「個人情報保護法 最新ポイント解説セミナー」(オンライン)

日時 第一回 6月29日(火)16時～17時30分

第二回 7月8日(木)17時～18時30分(※両日程とも講義内容は同じです。)

いかがでしたでしょうか。今後もわかりにくい法律をこのような形で、わかりやすくご紹介できたらと考えております。次回も、楽しみに！



# 顧問先様インタビュー「株式会社フィオーロ様」

今回は、株式会社フィオーロの代表取締役社長、草壁克彦様に弁護士森大輔がお話を伺いました。

## ①御社の事業概要や成り立ちについて教えてください。

当社は、「世界のワイン葡萄屋」というワイン専門店を運営しております。実店舗として神奈川県横浜市に、関内店・鶴見店の2店舗を有し、ワインの販売や飲食を提供しております。また、通信販売（自社サイトとアマゾン）や、卸売業も手掛けております。扱う商品は、ブドウ由来のもの全般で、ワインだけではなく、リキュール・グラッパ・ジュースなども揃えております。きっかけは、20代後半でのワインとの出会いです。好きなものを職業にすれば、自分の喜びを通じて、よりリアルにワインを知る喜びや楽しみ方を皆様に届け、社会貢献できると考えました。



## ②御社のアピールポイントや、逆にご苦労されていることがあったら教えてください。

当社は、お客様・従業員・取引先・生産者など、関わる全ての方を、ワインを通じて幸せにすることを理念としております。当社は年齢などの垣根を越えて、ワインの喜びと知識、文化を伝搬するためのアイデアを募るなど、理念を共感できる人材で成り立っております。お客様からは、専門家が選んでくださったワインのおかげで食卓で料理をより美味しくいただけるようになりました、イベントに参加してワイン文化も楽しめました、などの声をいただいております。

一方、コロナ禍により取引先の飲食店がご苦労し、その結果当社も卸売部門では苦戦をしておりますが、家飲み需要の増加に伴い、ECサイトや小売り分野に力を入れております。

## ③コロナ禍において工夫していることがあったら教えてください。

実店舗では、消毒やアクリル板の設置、従業員の意識の徹底などを当たり前のこととして行っています。コロナ禍で好調となった通信販売部門では、現在自社でストックしている商品を、外部の倉庫に委託する方向で動いています。人件費の抑制になりますし、一括で配送を行ってもらえることで配送料金も安くできます。また、もし会社に何かあっても、出荷を止めずにお客様のもとへ商品をお届けできるというリスク分散も計れると考えております。そのための契約書を先生方に作成していただいているところです。



## ④将来の展望をお聞かせください。

やはり企業理念である、ワインを通じて当社と関わる全ての人を幸せにすることを成し遂げたいです。そのためには、最初から会社の規模を目標にするのではなく、今やっている売り場、各部門をきちっと成功させ、我々の仕事に共感していただくお客様を増やし、成功パターンを確立してから、次のステップへ行くという形を取りたいと思っています。

また、現在当社で扱う商品は、100%商社が買い付けてきたものですが、オリジナル商品売りたいたいです。オリジナル商品は資金面で難しかったり、その商品の販売に企業が引きずられてしまう傾向があるので慎重さも必要ですが、当社が自信をもってお勧めできる商品を、皆様に提供できる体制を構築したいです。

## ⑤当事務所をどのようにご利用されていますか。

最初は、当社の通販サイトの二重価格表示のチェックをしていただきました。Webで景表法について詳しい弁護士事務所を検索したら、1番に出てきたのでご連絡したのです。その後、残業代などの労務問題のレクチャーをしていただき、定期的な顧問契約を結びました。今はそれらに加え、新規で取引をする際に交わす、契約書を初め多種多様な書類や、個人情報に関する書類など、慎重を期する場面では、必ず書面のご作成やチェックをお願いしております。



インタビュー取材の際、お勧めのレバノン産ワイン（シャトー・ミュザール ガストン・ホシャル）を購入しました。スモーキーで辛口、しっかりした飲みごたえで大変美味しかったです。

世界のワイン葡萄屋 ホームページ <https://www.budouya.jp/>



## 事務所報 「出張社内研修のご案内」



社労士事務所様からのご依頼で「同一労働同一賃金」に関する研修を行いました。当事務所では、テーマ・時間・場所・研修スタイル（講義方式・ディスカッション方式・オンライン方式）など、お客様からのご要望に合わせて、オーダーメイドで企業内研修を行っております。

この日は、お客様のオフィス近くの貸会議室に出張しました。事前にお客様のご要望をお聞きした上でレジュメを作成し、それを用いて講義をしました。テーマは、同一労働同一賃金です。昨年10月に出た最高裁判決を踏まえ、今年4月から中小企業にも全面適用されたパートタイム・有期雇用労働法や、給与・賞与・退職金などの実務上の留意点についてお話ししました。講義の途中で、講師がご参加者に質問をさせていただくなど、一方通行にならないように努めました。最後の質疑応答では、予定時間を大幅に過ぎて、ご質問やご意見を活発にいただくことができました。

お客様のご都合によって、出張研修ではなく、オンライン研修や事前録画を配信することもできます。ご興味がおありの企業様、社労士の先生方、お気軽にお問い合わせください。

## 事務所報 「インタビュー記事掲載のご報告」

当事務所では、企業様が広告や景品などを出す際には、必ず検討が必要である景表法に注力してまいりましたが、この度、東洋経済オンライン（令和3年3月26日付）に、弊所代表弁護士の森大輔がインタビューを受けた記事が掲載されました。

同日に提供が開始されたNTTドコモの格安新プラン「ahamo（アハモ）」で、NTTドコモがギガ勧誘していることの問題点を記載したものです。その場では契約できない「ahamo（アハモ）」の話から、NTTドコモの大容量プラン「ギガホ」に話をすり替えるこの行為がおとり広告にあたるとして、景表法違反であることを指摘しました。

記事からは、NTTドコモの営業方針に、大きな問題があることも分かります。

ご興味がある方は、下記URLまたはQRコードから東京経済オンラインの記事をご覧くださいませと幸いです。

東洋経済ONLINE 【ドコモ、「アハモでギガホ勧誘」景表法違反か】

<https://toyokeizai.net/articles/-/419138>



## ゴルフ紀行 ～弁護士 岡井 裕夢編～



久しぶりのゴルフ紀行です。緊急事態宣言が出される前ですが、ノーザンカントリークラブにおいて、人生初のスコア100切りを達成しました。いつもドライバーが「ド」スライスするので、ティーショットを打った後、一人だけボールが隣のコースに行くこともしょっちゅうで、同伴者とソーシャルディスタンスを必然的にとる結果となり（安心です！）、一人でボール探しに苦戦しておりました。しかしながら、この日のコースがとても広く、どこからでも2打目が打てるという夢のようなコースでした。こうなれば、もうこっちのものです！アイアンはまあまあ真っすぐ行くので、何とかスコアをまとめることが出来、人生初の100切りを果たしました。私のゴルフに対する熱い想いは増すばかりです(笑)。

なお写真は、コース間にある川を船で渡る名物ホールになります。

発行元：森大輔法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-1 南海東京ビルディング8階

TEL：03-6226-5096 FAX：03-6226-5097